

4月から新たな介護予防サービスが開始

地域包括支援センターがスタートします

平成19年4月1日、介護に関する総合的な相談窓口として「神崎町地域包括支援センター」を設置します。高齢者の方が住みなれた町でその人らしい生活を送るためには、介護サービスを始め、保健・福祉・医療など必要なサービスを包括的、継続的に提供していく必要があります。

そのため、地域包括支援センターでは、支援が必要な方からお元気な方まで、高齢の方の生活全般にわたって介護予防の促進を大きな目的としながら幅広く活動を行っていきます。(在宅介護支援センターは廃止となります)

地域包括支援センターでは、保健師や社会福祉士の専門資格を持った職員が、それぞれの専門知識を生かして連携し、総合的に対応します。



保健師



社会福祉士

*** このような事業を行います ***

■介護予防支援（ケアマネジメント）

これまでの「経過的要介護」の判定は、「要支援1・要支援2」に変わります。要支援1・要支援2になった方は包括支援センターか、委託した事務所でケアプランを作成し、予防給付が受けられます。

□総合相談支援

介護保険のサービスに限らず、さまざまなサービスや地域資源を活用できるよう総合的にご本人、ご家族の方の相談に対応します。

□権利擁護・高齢者虐待の防止

高齢者の方の人権や財産を守るため、虐待防止や成年後見制度の活用に関する相談や必要な支援を行います。

□包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域に総合的な高齢者サービスネットワークを作り、高齢の方の状態の変化に応じた長期継続的なケアマネジメントの支援を行います。

□一般・特定高齢者の介護予防事業

要支援となるおそれのある方や、介護保険の認定で非該当となった方に、運動・栄養・心の健康の面から各種教室等を開催します。

□任意事業

神崎町独自の対策として住宅改善支援事業、家族介護支援事業を実施します。



ゴムチューブを使って足腰の筋力アップ



口腔や栄養改善セミナーを開催

◎お問い合わせ 神崎町地域支援包括センター（ふれあいプラザ保健福祉館内） ☎ 1607